

みんながあなたを支えている、あなたもみんなを支えている

支え合いの制度！国民健康保険

わが国では国民皆保険制度により、誰もが安心して医療を受けられるよう、すべての人が医療保険に加入しなければなりません。会社の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険（国保）に加入します。

国保は、加入者の方々が病気等になった場合に、安心して医療をうけられるように、お互いみんなで助け合おうという制度です。この機会に国保について考えてみましょう！

医療費の自己負担割合

対象年齢	0～6歳 (小学校入学前)	7～69歳	70～74歳
自己負担割合	2割	3割	1割(平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方) 2割(平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方) (ただし、現役並み所得者は3割)

70～74歳の方には高齢受給者証が保険証とは別に交付されますので、保険証と一緒に必ず医療機関に提示してください。重度医療・ひとり親家庭医療・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は保険証と一緒に医療機関に提示してください。

国保加入の状況

国保の加入世帯数、被保険者数の割合は、市全体のそれぞれ約36%と約25%を占めておりますが、年々減少しています。年齢別にみるとすべての階層で減少しておりますが40～59歳までの被保険者数の減少が大きくなっております。

(年度末)

項目		25年度	26年度	27年度
市全体	世帯数(世帯)	12,396	12,452	12,459
	人口(人)	31,039	30,668	30,404
国保	世帯数(世帯)	4,617	4,601	4,491
	被保険者数(人)	7,961	7,791	7,506
加入割合	世帯(%)	37.25	36.95	36.05
	人数(%)	25.65	25.40	24.69

(年度末)

年齢別		25年度	26年度	27年度
～19歳	人数(人)	897	831	739
	構成比(%)	11.2	10.7	9.9
20～39歳	人数(人)	1,144	1,039	1,006
	構成比(%)	14.4	13.3	13.4
40～59歳	人数(人)	1,821	1,767	1,638
	構成比(%)	22.9	22.7	21.8
60～74歳	人数(人)	4,099	4,154	4,123
	構成比(%)	51.5	53.3	54.9
合計	人数(人)	7,961	7,791	7,506

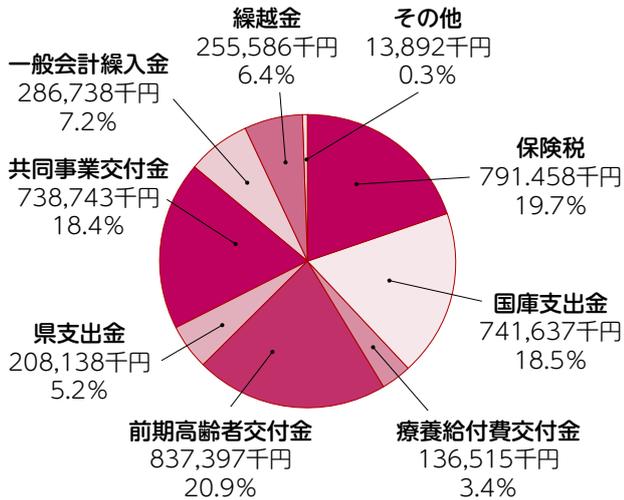
ご存知ですか？高額医療費の申請の際には、領収書が必要です

高額療養費の支給対象となる国保加入世帯には、支給申請案内のハガキを送付しておりますが、申請時には対象となる月の領収書が必要となります。対象となる分の領収書がない場合は、高額療養費の支給額が減額となったり支給されなくなったりしますので、医療機関の領収書は紛失等しないよう保管しておくようにしましょう。また、確定申告で医療費控除の添付書類として提出する場合は、領収書のコピーを保管しておくようにしましょう。

● 国保会計収支決算の状況

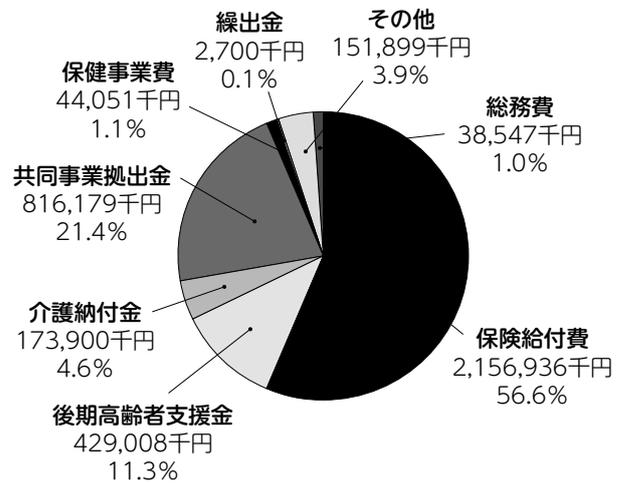
歳入では、国保会計の基礎となる最も大切な財源となっている保険税が全体収入の1/5を占めています。このほか、保険給付費等に基づき算定される国や県からの支出金、65～74歳の被保険者の加入割合によって交付される前期高齢者交付金等が大きな割合を占めています。

平成27年度 歳入 40億1,010万4千円



歳出では、高額な新薬が発売されたこともあり保険給付費が前年より4.4%増加し、歳出全体の3/5を占めています。このほか、県内市町村国保で共同事業を行うための共同事業拠出金等が制度改正により増額となり大きな割合を占めています。

平成27年度 歳出 38億1,322万円



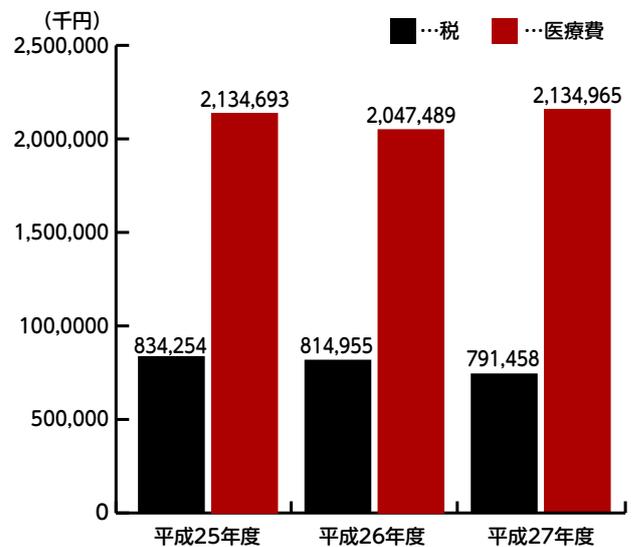
● 保険税と医療費の推移

保険税については、被保険者数の減少や国保税の軽減措置の拡充があったことにより、前年度に比べ2.8%の減となりましたが、医療費については、医療の高度化や高額な新薬が発売された影響により、前年度に比べ4.2%増となりました。

国保に加入しているみなさんが医療機関等にかかったとき、医療費の本人負担分(1～3割)を支払いますが、残り(7～9割)は、みなさんが納める保険税等により医療機関に支払われます。保険税は、国保会計の基礎となる最も大切な財源になりますので、必ず納期限までに納めましょう。

なお、納付が困難な方は、保険税を滞納する前にご相談ください。

また、市では医療機関の適正受診による医療費の削減を図るため、重複受診・頻回受診をされている国保被保険者の方を対象に、看護師2名による訪問相談・指導等を実施しております。訪問による相談・指導等をご希望される場合は、お問い合わせください。



● 保険税、一部負担金の減免・軽減

火災や風水害により生活が著しく苦しくなった、疾病や負傷等で失業し収入が著しく減少したなど、特別な事情により保険税の納付が困難となったときは、保険税の減免を受けることができます。

また、平成21年3月31日以降に、倒産、解雇、雇止めなどにより離職され雇用保険の失業給付を受給される国保加入者の方は保険税の軽減を受けることができます。

なお、特別な事由に該当し生活が著しく困窮することにより、医療費の窓口負担額の支払いが困難となったときは、窓口負担額の減額、免除、徴収猶予等を受けることができます。

いずれの場合も申請が必要となりますので、お問い合わせください。

■お問い合わせ 市民課 国保医療担当 (内線127～129・137)